

議案②

北綱島特別支援学校 PTA 会則

第 6 章 総会 第 15 条への追記による改定について（案）

昨今の感染症による環境の変化に伴い、以下の通り、総会に関する第 15 条に追記し、会則を改定することを提案致します。

【現行】

第 6 章 総会

第 15 条 総会は、全会員の二分の一以上（委任状含む）の出席で成立し、議決は、出席者の過半数の同意を必要とする。



【追記による改定案】

第 6 章 総会

第 15 条 総会は、全会員の二分の一以上（委任状含む）の出席で成立し、議決は、出席者の過半数の同意を必要とする。

定期総会ならびに臨時総会は、出席による開催困難な際は、書面総会開催とすることができる。

書面開催においては、書面による回答の提出、または電磁的手段を用いた回答を以って出席とする。

<補足>

* 太字部分が今回追記を提案している文章となっています。

* 電磁的手段とは電子メール等です。